

総務常任委員会

平成31年2月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 係 長	関元 佑治
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	面卷 昭男	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生 涯 学 習 課 長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、中宮寺跡周辺遺跡における発掘調査であります。今回の調査は、昨年度より実施しておりました史跡地北側隣接地における道路建設にともなう事前の発掘調査を実施していたところ、中宮寺伽藍地の北限の堀と考えられる遺構が検出されましたことから、さらにその北側に寺院関係の遺構のひろがりの有無などの確認を行うことを目的とした国庫補助事業の遺跡範囲確認調査として実施しているものであります。

今後は今年度いっぱいまで発掘調査を進め、その間の3月には文化庁の調査官における現地指導を予定しており、現在、日程調整をしているところであります。

今後、当調査において重要な発見や成果などがございましたら、当総務

常任委員会へご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。昨日2月18日の午後1時30分より開催しまして、来年度に計画しております史跡藤ノ木古墳の固化土舗装の修繕工事や、現在実施しております五百井地区の大方家歴史資料調査や、先ほどご報告いたしました中宮寺跡周辺遺跡の発掘調査の進捗状況等についてご報告しまして、委員の皆様よりご指導をいただいたところであります。

次に、毎年、奈良大学と共同で進めております斑鳩における古墳の範囲確認調査についてであります。今回の発掘調査につきましても、豊島直博教授のもと奈良大学の学生が従事しまして、昨年度に調査を実施しました龍田北1丁目に所在します甲塚古墳におきまして、昨日の2月18日から3月29日までの間、引き続き範囲確認を目的とした発掘調査を実施しております。

次に、平成31年度の史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開について日程が決まりましたのでご報告させていただきます。春季の公開につきましては、ゴールデンウィーク期間の初日となります4月27日と翌28日の2日間の開催を計画しております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、報告いただいた中に、藤ノ木古墳の固化土の補修とおっしゃったんですかね、ちょっとそれがよく分からなかったので教えてもらえますか。

生涯学習 課参事 藤ノ木古墳の整備がされまして10年を経過したところでございますけれども、石室の前面から出入り口部分にかけての、いわゆる土間たたきというやり方でしたものでございますけれども、それが雨とかそういうものであられてでこぼこがかなり激しくなってきたということで厚さ6センチほ

どのものなんですけども、それを一応全て一回撤去かけて、再度ひきなおして舗装するという工事を予定しております。

木澤委員 ちょっと確認なんですけど、そういうのは国の補助とかっていうのはあるんですか。

生涯学習課参事 木澤委員さんおっしゃったとおり、国庫補助事業で一応申請しまして、一応内定いただいている事業でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成31年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 おはようございます、よろしく願いいたします。
それでは、各課報告事項の一つ目、平成31年度 税制改正大綱、地方税関係の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年12月に国におきまして取りまとめられました平成31年度 税制改正の大綱、地方税関係のうち、町税に関するものを抜粋して、その改正の概要を説明させていただくものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

恐れ入りますが、資料の1をお願いいたします。資料に沿って、ご説明いたします。はじめに、1. 個人町民税、(1) 所得税の住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございます。

今回の税制改正大綱におきまして、本年10月の消費税率の引上げに伴

います需要変動の平準化対策として、所得税の住宅ローン控除の適用期間について、現行の10年間から13年間に、3年延長されることとなりました。このことに伴い、11年目から13年目の延長される期間におきまして、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除することとされたものでございます。本措置は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用することとされておりまして、また、この措置によります個人住民税の減収額は、全額国費で補てんすることとされておりまして、なお、平成30年度の課税実績等から影響額を試算いたしますと、延長期間の3年間で約200万円の減収額が見込まれているところでございます。

次に、(2)ふるさと納税制度の見直しでございます。ふるさと納税制度の健全な発展に向け、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度について、見直しが行われるものでございます。その見直し内容といたしましては、総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いた上で、基準に適合する団体をふるさと納税、特例控除の対象として指定することとされ、また、その基準につきましては、1つとして、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であること、さらに2つとして、返礼品を送付する場合には、返礼割合を3割以下とすること、かつ、返礼品については地場産品とすることとされているところでございます。本改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用することとなっております。

次に、(3)ひとり親に係ります個人住民税の非課税措置でございます。

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下、給与収入では204万円以下であるひとり親に対しまして、個人住民税を非課税とする措置を講じるものでございます。平成33年度分以後の個人住民税について適用となるところでございます。

続きまして、2. 固定資産税・都市計画税に関する改正、はじめに、(1) 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係ります課税標準の特例措置の創設でございます。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特

別措置法に基づきまして、特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業、こちら当該法律において、地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業を地域福利増進事業と規定されているところでございますけれども、この地域福利増進事業の用に供する土地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準につきまして、最初の5年度分、3分の2を乗じた額とするものでございます。適用は、当該特別措置法におけます地域福利増進事業の実施のための措置に関する規定の施行の日から、平成33年3月31日までの間に、地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地等について適用となります。

裏面2ページにお移りいただきまして、次に、(2)高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設でございます。高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合につきまして、当該家屋の固定資産税の税額を、最初の5年度分、住宅の居住部分は3分の2、居住部分以外また住宅以外の家屋の場合は3分の1を減額するものでございます。適用は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に取得した建替家屋について適用となるところでございます。なお、県内におきまして、現在、高規格堤防整備事業の計画等はございません。

また、(3)その他、特例措置等の見直しといたしまして、本年3月31日で期限が到来いたします特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等につきまして、平成31年4月1日から適用を行うものでございますが、町税に影響を及ぼす改正等はない状態となっております。

続きまして、3. 軽自動車税の改正につきまして、(1)グリーン化特例(軽課)の見直しでございます。

軽自動車の自家用乗用車に係りますグリーン化特例(軽課)の適用対象を、そちらの表に示しております表のとおり電気自動車及び天然ガス自動車に限定をするものでございます。この見直しにつきましては、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日から平成35年3月31日までの間に新車新規登録等を受けた軽自動車の自家用乗用車について適用となります。また、貨物用の軽自動車に係ります軽自動車税のグリーン化特例につきましては、2年間の単純延長となっております。この見直しによ

ります町税への影響額は平成30年度の課税実績から試算をいたしますと51万8千円の増収となったところでございます。

次に、(2) 需要平準化対策に係ります環境性能割の臨時的軽減でございます。消費税率引上げに伴う措置といたしまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得をされました軽自動車の自家用乗用車につきまして、環境性能割の税率を1%分軽減するものでございます。この軽減によります減収額は、約210万円を見込んでおりまして、その減収額につきましては全額国費で補てんをされることとなっております。

続きまして、3ページお願いをいたします。続きまして、4. 納税環境整備といたしまして、eLTAxに障害が発生した場合の申告等に係る期限につきまして、迅速かつ全国統一的な対応を行うため、総務大臣が告示を行うことにより、当該期限を延長することができることとされたものでございます。本改正は、平成31年4月1日からの適用となっております。

次に、5. 森林環境税及び森林環境譲与税、それぞれ仮称でございますが、その創設でございます。パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、当該税及び譲与税を創設することにつきまして、昨年度の税制改正において導入されることが決定されたものでございまして、今回、法制化されるものでございます。

はじめに、(1) 森林環境税(仮称)の創設でございます。まず納税義務者として、森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、税率は年額1,000円、また、賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて賦課徴収することとし、都道府県を経由して、税収の全額を国の特別会計に払込むこととされております。適用は、平成36年度からとなっております。

次に、(2) 森林環境譲与税(仮称)の創設でございます。譲与総額は森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に譲与されることとなっております。譲与税の用途につきましては、市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備及びその促進に関する費用、都道府県におきましては、その市町村の支援に関

する費用となっております。譲与基準は、市町村に9割、都道府県に1割を譲与することとされておりまして、森林面積により按分することとなっております。また、インターネット等により譲与税の用途について公表することとなっております。

裏面4ページをお願いいたします。本譲与税につきましては平成31年度から譲与することとされておりまして、森林環境税が課税されます平成35年度まで間につきましては、暫定的に借入金により対応、また後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還することとされておりまして、また、制度創設当初につきましては、市町村の支援を行う都道府県の役割を鑑みまして、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行するというふうにされているところでございます。

最後に、6. その他といたしまして、今回の税制改正におきましては、地方税法をはじめといたします所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正におきましては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、また条文の整理等も行われますことから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、平成31年度 税制改正の大綱、地方税関係のうち、町税に関する改正の概要とさせていただきます。なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行いますなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする内容につきましては、3月31日付けで専決処分をさせていただきたいと考えているところでございます。

何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回、消費税が10%に引き上げられることを前提にした控除なんかがありますけど、これは私全体的に問題があるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、ちょっといくつか聞かせていただきたいんですけども、3ページのeLTAX、障害が発生した場合ということで、こういう

対応ができますよ、となってますけど、これ意味がちょっとよく分からなかったんですけど、どういう状況なんでしょうかね。

税務課長　　今現在ですけれども、電子申告等いわゆる e L T A X、地方税の関係につきましても普及をしているところをごさいます、今現在の制度的には e L T A Xに、要は電子申告のシステムに障害が生じた時の期限延長等につきましては各市町村の条例に基づきまして、災害等に伴います期限延長、この条文を適用いたしまして個々に延長するというような状態になっております。e L T A Xの利用に関しましては例えば法人等いろんな市町村に申告をされるということもごさいますので、Aの市町村とBの市町村、期限の延長期間が違うというような発生が当然生じてくるわけをごさいますので、e L T A Xに、いわゆる電子申告のシステムに障害が発生した場合には、その運営機構から、機構のほうに国に報告をして、その報告に基づいて総務大臣が全国一律の期限延長の告示をすることによって、そういった納税する方の混乱を防ぐと言いますか、納税者の対応の適正化を図るところで今回改正が行われるということごさいます。

木澤委員　　もう一つですね、森林環境税ですね、これ一律ひとり年間1,000円とるってことなんですけど、所得によってとか減免とか、そういうのも一切ないんですか。

税務課長　　こちら、ひとり一律1,000円という税率ではごさいます。こちらに関しましては基本的には個人町民税の課税の納税義務者の方を対象にお願いするということでいま制度設計されるということで聞いておりますので、例えば所得のない方をごさいましたりとか、住民税の非課税基準以下の所得しか有しない方等については当然非課税になってくると、このように認識しているところごさいます。

木澤委員　　もう一つ、この森林税、県のほうも500円とってたと思うんですけど、それは継続して両方ともとっていくということになるんですかね。

税務課長 奈良県の森林環境税、木澤委員さんおっしゃっていただいていますように、今現時点で平成32年度までは500円、奈良県民税として32年度まで課税するという制度になっております。今回新たに国税として森林環境税というものが創設されますので、その辺りを含めて県の方で検討されるのかなというところでは思っているところでございます。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 1番目の住宅ローンの話なんですけど、これ、10%が適用される住宅所得税と書いてるんですけど、これもし今契約されて、家が建つまで期間があります、10%になりました、その時に契約書は8%で契約するけど、10%になった場合は、そのあとどうなんのかなと思ってちょっと聞きたいんですけど。

税務課長 税務署のほうに確認をさせていただいております。基本的には住宅等の請負契約の場合につきましては、引き渡し日が基準で税率の判定をするというふうに聞いておりますので、10月1日以後に引き渡しとなる住宅に関しましては、それ以前の契約であっても10%の税率が適用されると、このようなことで確認をしているところでございます。

委員長 平川委員。

平川委員 (2)のふるさと納税制度の見直しですけれども、斑鳩町、あまり高額なものはないと思うんですけれども、返礼品の見直しとかその辺りはいかがでしょうか。

財政課長 当町のふるさと納税の返礼品につきましては、寄附額の3割以下を運用
補佐 当初から実施して継続しているところでございます。

平川委員 返礼品は高額でないから問題ないと思うんですけど、地場産品とすることっていうところで、友好都市、特産品を渡したりということがあったか

なと思うんですけども、その辺りで変更していくことってないですか。

財政課長 友好都市の返礼品につきましては、今年の11月1日に国の通知により
補佐 まして、地場産品ではないという取り扱いが明確にされました。それ以降
につきましては当町の方から返礼品は対象外とすることで運用しております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に移らせていただきます。

次に、(2)災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の
締結について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の2番目、災害発生時における福祉避難所の設
置運営に関する協定の締結についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号2の災害発生時における福祉避難所の設置運
営に関する協定の締結についてという標題の資料をご覧くださいませ
ようか。

はじめに、1. 協定の名称についてであります。災害発生時における
福祉避難所の設置運営に関する協定としております。

次に、2. 協定の趣旨についてであります。災害が発生した場合にお
いて、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族を受け
入れるための福祉避難所としての施設及び運営についての協定を締結する
ものであります。

次に、3. 協定締結先についてであります。今回、福祉避難所として
設置運営を行っていただくことにつきまして協議が調いました、社会福祉
法人壺阪寺聚徳会及び特定非営利活動法人あゆみの家の2つの福祉事業者
となっております。

次に、4. 対象施設についてであります。同事業者が運営されてお

ます、特別養護老人ホーム・ケアハウス第二慈母園及び生活介護事業所あゆみの家となります。なお、施設の位置につきましては、この資料の次のページに位置図をお付けしておりますので、また、ご確認をお願いしたいと思います。

1枚目に戻っていただきまして、次に、5. 主な協定の内容についてありますが、福祉避難所の管理運営に関する内容といたしまして、①といたしまして、要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援、②といたしまして、要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保、③といたしまして、福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求などについて、定めることとしております。最後に、協定締結時期につきましては、今年度内での協定締結を予定しているところでございます。

なお、現在、斑鳩町内における福祉避難所は、生き生きプラザいかるがの1か所のみであり、本協定を締結していくことによりまして、町内の福祉避難所は3か所となり、要配慮者の方などへの避難所での対応の充実が見込めるものと考えております。

以上、各課報告事項の2番目、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 こういうふうに協定締結していただけるのは非常にありがたいことだというふうに思うんですけど、ちょっと想像、想定しますとそんなにたくさんは受け入れてもらえないんじゃないかなと思うんですけど、だいたい想像してるのが1家族とかそれぐらいの規模になるんですかね。よそでやってるところはどんなふうにしてるんですか。

総務課長 スペース単位での想定といたしましては、第二慈母園の方では地域交流スペースで最大で70名程度、あゆみの家のほうで訓練室の方で20名程

度ということで、スペース的にはこの程度はいけるかなと思うんですけども、実際の受け入れの体制、人数関係ですね、受け入れるほうの人数体制のほうとかは実際に協議をして受け入れていただける数を調整していくというような流れになるかと思えます。以上です。

委員長 平川委員。

平川委員 福祉避難所の運営なんですけど、一旦通常の避難所に避難したあと、そちらの方に移動するっていう形になるのかっていうところと、慈母園のほうは常に常駐して、どなたかいらっしゃると思うんですけど、あゆみの家の場合は休日の日なんかもあると思うので、その辺りの開設がどういふうに考えておられるのか伺えますか。

総務課長 福祉避難所の開設の流れについてでございますが、災害の発生直後は要配慮者の方も含めまして今おっしゃっていただいたような形で、身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所へ避難をしていただくということになります。その後一般の避難所におきまして、要配慮者の状況を確認をさせていただきます。災害対策本部のほうで福祉避難所の開設を施設に要請したうえで受け入れ数等を調整して対象者数を決定して福祉避難所へ移動していただくということになりますので、また受け入れ先のほうでも人員の関係につきましては、まずそちらのほう確認をさせていただいて、大きな災害になりますと、また他の公共団体またボランティアのほうとかの受け入れとかもありますので、そういったところの人員配置を考えたいので施設のほうで受け入れていただける数を調整させていただいてということで考えております、以上です。

平川委員 ということは、あゆみの家でもしする場合、受け入れ先の人員というのはあゆみの家のスタッフの人が受け入れるということですか。それとも町のほうからどなたか行かれて避難所の開設とか運営っていうのはされるということですか。

総務課長 基本的にはあゆみの家様のほうで人員のスタッフ関係はお願いすることになるかとは思いますが、また全体的な町の人員配置を考えながら町としても配置するかどうかということは検討していくこととなろうかと思っております。

平川委員 一昨年の台風の時に、大和川と富雄川が増水して避難したほうがいいよということを知人に勧めた時に、認知症のお年寄りが家に居るので避難できないというようなことだったり、小さいお子さんがいるのでちょっと避難ができないというようなことを言っておられて、やはりそういう人こそ早めに避難してもらいたいと思っておりますが、どうしても避難所に行って不穏になって徘徊して、周囲に迷惑かけてしまうからというふうに思われるところもあるので、やはり福祉避難所に速やかに移してもらえそうな形でのことを、体制をととのえると同時に、そういう人たちに対してもしっかり避難できる体制があるんですよとっていうところを周知することが大事なのかなと思いますので、その辺りお願いしたいと思っております。

委員長 他にございますか。

(な し)

委員長 では、次に移ります。

次に、(3)世界文化遺産活性化事業の活用について、理事者の報告を求めます。佐谷まちづくり政策課長。

まちづく おはようございます。

り政策課 それでは各課報告事項(3)世界文化遺産活性化事業の活用についてご報告申し上げます。

長 平成30年度に引き続きまして、文化庁の世界文化遺産活性化事業補助金を活用いたしまして、法隆寺・法起寺をはじめ、斑鳩の里をPRしてまいります。

当補助事業は、文化庁から世界文化遺産都市が行う事業への補助金制度です。補助率は、原則100%となっております。補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等となっており、市町村で直接受けることはできません。当町では、法隆寺・斑鳩町・斑鳩町教育委員会・斑鳩町文化振興財団等により構成いたします世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが事業実施主体となっております。

平成31年度に向けまして、世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが文化庁に補助要望を行っております事業につきまして、資料にもとづき報告いたします。

表の1番でございます。東京・斑鳩リレーセミナーは、2019年11月に東京都で、2020年2月に斑鳩町でセミナーを開催いたします。東京セミナーで法隆寺の古代建築の粋や、斑鳩の魅力を発信し、2月の斑鳩セミナーを含めて、斑鳩の里への旅にいざない、地域振興、観光・産業振興等につなげるものです。当事業については、補助がない場合にはPRにかかる事業規模を縮小いたしまして予定額161万9千円で町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

次に、表の2番でございます。聖徳太子えほん（日本語・英語）です。聖徳太子えほんは、聖徳太子の伝説と、斑鳩町の太子ゆかりのスポットを掲載する新しいガイドブックです。平成30年度に、大阪芸術大学に挿絵・デザイン制作を依頼しており、平成31年度は日本語版と英語版を印刷し、配布してまいります。当事業については、補助がない場合も町単独事業として実施してまいりたいと考えております。

表の3番 巻物型パンフレット（フランス語・中国語）は、外国人観光客を主なターゲットに、世界文化遺産・法隆寺を絵で紹介するパンフレットで、平成30年度は日本語版・英語版を作成しております。平成31年度はフランス語版と中国語版の作成について補助要望しております。

表の4番でございます。斑鳩里めぐりマップ（フランス語版）は、外国人観光客のまちあるきを促進するため、イラスト解説などでわかりやすく、斑鳩町の観光名所や店舗をめぐることのできるガイドブックで、平成30年度は英語版を作成しております。平成31年度は、フランス語版の作成

について補助要望しております。

表の5番 平成30年度に当事業について作成しております英語版ホームページに、平成30年10月に開催いたしました首都圏セミナーの内容を多言語掲載することにつきまして補助要望しております。

表の6番でございます。海外向けサイトPR事業は、海外で日本旅行を検討している人に、斑鳩町を訪問先に選んでいただくため、インバウンド向け人気観光サイトに、斑鳩町の観光情報を掲載することについて補助要望しております。表の3番から6番の事業につきましては、補助採択がない場合は、実施しないこととしております。

以上、6つの事業につきまして、文化庁に対し補助要望しており、3月末に採否の結果が通知される予定となっております。その結果によりまして、ただ今申し上げましたように、町単独事業として行うことができる範囲内で実施してまいることとしておりますので、ご理解たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、世界文化遺産活性化事業の活用についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 3から6の中で30年度分はもう作成、って書いてるのは、もう作って出来てるということで理解していいんですか。

まちづく
り政策課
長 ただ今、最終の印刷の準備を進めておりますところではございますけれども、印刷の完成は恐らく3月半ばになるのではないかと考えております。
以上です。

木澤委員 すみません、あと、2番だったら印刷・配布って書いてますけど、何部作って、で無料で配るって言うふうに言っていましたっけ。ちょっと確認させてもらえますか。

まちづく
り政策課
長 聖徳太子えほんにつきましたはなんですけれども、補助の範囲内で実施していただけるものにつきましたは、各500部ということで採択条件でついでおりますので、500部を補助採択で作成してまいります。ただし、日本語版につきましたは、来年度町単独費用におきまして5,000部を印刷しまして、そして町内の子どもたちや、また観光客に向けて配布してまいることを予定しております。以上です。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 それに関連してなんですけれども、配布というのはどこへ配布するんですか。

まちづく
り政策課
長 ただ今、嶋田委員さんからご質問いただきました件につきましたは、聖徳太子えほんの配布先ということでご回答させていただきたいと思っておりますけれども、聖徳太子えほんにつきましたは、観光客向けでございますので観光案内所に置きますとともに、あとは聖徳太子の伝記とともに斑鳩町の聖徳太子ゆかりの場所を広く斑鳩町の子どもたちに知っていただきたいと考えておりまして、現在の予定におきましては、3歳児以上の保育園、幼稚園児とそして小学生全員に配布してまいりたいというふうに予定しております。以上です。

嶋田委員 そしたら3番から4番目か、これは採択されたとして配布先はどうなるんですか。

まちづく
り政策課
長 3番の巻物型パンフレットなんですけれども、今まだ印刷ができておりませんので、現物はお見せすることはできないんですけれども、法隆寺の写真をですね、前面に出しておりまして、それを折りたたんで巻物のようにしたパンフレットでございます、お土産のようになるようなものでございますので、そちらにつきましたは、斑鳩町内の観光案内所等で配布してまいりたいと考えております。

一方ですね、斑鳩里めぐりマップにつきましたは、斑鳩町のレストラン

でありますとか、あとは町めぐりする、一日周って斑鳩町をどういうふう
に周るかという計画がたてられるような冊子でございますので、どちらか
と申しますと、ハッチ型と申しまして、旅を準備するところで考えていた
だくようなものでございますので、そちらにつきましては、できるだけ空
港でありますとか海外のホテルでありますとかっていったところも活用し
ながらですね、配布してまいりたいと考えております、以上です。

委員長

他にございませんか。

すみません、そしたら私から一点なんですけど、1番の東京・斑鳩リレ
ーセミナーで不採択の場合は160万円になるということなんですけど、
この50万円、不採択、残念ながら不採択となった場合は減るわけですよ
ね。その50万っていうのは何に当たってるんですか。

まちづく
り政策課
長

この東京・斑鳩リレセミナーにつきましては、今年度の首都圏セミナ
ーでご協力いただきました小学館さんという出版社さんとの協力事業を予
定いたしておりまして、その50万円につきましては小学館さんの旅雑誌
におきます記事掲載料を今予定しております。ただし、これは採択された
場合のみと考えておりまして、採択されなかった場合は、全国的に販売さ
れてるような雑誌でございますけれども、そちらの掲載は諦めるというこ
とで予定しております。以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(4)和のあかりプロジェクトについて、理事者の報告を求めま
す。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく
り政策課
長

それでは、各課報告事項の和のあかりプロジェクトにつきましてご報告
申しあげます。資料は4でございます。

昨年8月の総務常任委員会でご報告申し上げました聖徳太子1400年

御遠忌事業「和のあかり」プロジェクトについて、平成30年度はきたる2月22日(金)と23日(土)の午後4時30分から午後8時頃にかけて開催させていただきます。当日は、幼稚園・保育所の園児や小・中学生のつくった手作りランタン、木製ランタンをあわせまして約2200個のランタンを法隆寺参道周辺に並べ、住民とともに聖徳太子を偲びたいと考えております。また、昨年12月に世界文化遺産登録25周年を記念に斑鳩町商工会で実施された「和傘で彩る法隆寺参道ライトアップ」の一部を、和のあかりプロジェクトで実施していただく予定になっております。

また、和のあかりプロジェクトのチラシ、この資料4でございますけれども、この中段下に掲載しております聖徳太子キャラクターのうまやどさんにつきましては、聖徳太子1400年御遠忌にむけて活動しております「斑鳩ブランド創造協議会」のなかで生まれました聖徳太子キャラクターを聖徳太子1400年御遠忌のイメージキャラクターとして使用しているものでございますので、申し添えます。

以上で、和のあかりプロジェクトについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。嶋田委員。

嶋田委員 これ2日間されるということで、4時半から8時までと。これ法隆寺さんの協力はどうなっているんですか。

まちづく
り政策課
長 法隆寺さんのほうにはこういったイベントを松並木でさせていただきますというご連絡はさせていただいておりますけれども、特にご協力といったことはございません、以上です。

嶋田委員 わかりました。法隆寺さんわりと協力的だとは思っていたんですけども、この1400年御遠忌ですか、に向けてやっていくのに、法隆寺さんの協力も必要だと思いますね。それと雨の場合、雨天の場合はどうされるんですか。

まちづく
り政策課
長 　　ただ今週間予報におきましては、この22日金曜日、23日土曜日、ちょっと小雨の予報もでているところがございます。こちらのチラシにも書いておりますとおり、少雨決行でございますが、大変雨が降りましてですね、イベントにちょっと支障がでるといった判断がされた場合には中止とさせていただきます。以上です。

委員長 　　木澤委員。

木澤委員 　　この和のあかりプロジェクトですね、先日フェイスブックで載せておられるのも見まして、だんだんそういう形でね、SNSも活用して啓発というかいろいろ情報発信されているということについては、評価させていただきたいなというふうに思います。

　　このプロジェクト自体はいいんですけど、キャラクターのことについても説明いただいたんですけども、これ「うまやどさん」というふうになったのは、どういう協議の内容だったんでしょう。

まちづく
り政策課
長 　　この「うまやどさん」につきましては、聖徳太子1400年御遠忌に向けまして、斑鳩の名物をブランド認定し、PRするため、斑鳩町商工会が中心となり活動しております「いかるがブランド創造協議会」の協議の中で、斑鳩町と法隆寺と聖徳太子をつなげる、それが一目でわかるキャラクターが必要だという意見が出されまして、斑鳩ブランド創造協議会の会員でデザイナーの坪岡徹さんによりキャラクターの試作が行われました。これを斑鳩町において聖徳太子1400年御遠忌のイメージキャラクターとして活用することとしたものでございます。「うまやどさん」の名前の由来は聖徳太子が、聖徳太子については亡くなられたのちにつけられた称号でございます。生前は「厩戸王」と呼ばれていたこと、そしてこのキャラクターは聖徳太子45歳の像をモデルとしていることから、敬意を表し、「さん」という敬称をつけたいというデザイナーの意見に賛同したものでございます。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 先ほど法隆寺の協力のことを嶋田委員が質問されたんですけども、という事は、参道には置けるけれども、南大門の前の広場にはランタンは置けないということなんですか。

まちづく
り政策課
長 もともとですね、法隆寺さんの南大門の前の広場につきましては、法隆寺さんの寺域でございますので、本年度はそちらには置かない予定をしております。以上です。

平川委員 できるだけ協力が得られるように、お願いしていただければと思います。

まちづく
り政策課
長 議員の皆様のご支援を得ましたので、また法隆寺さんにお問い合わせできればと考えております。以上です。

委員長 課長、これは、僕からなんですけども、これは1回法隆寺の前には、置かせてくださいという協議はしに行かはったんですかね。しに行かはって無理って言われたのか、それとももともと参道だけでしようと思って法隆寺さんにもそこはもう声掛けしてないのか。どっちか教えてもらえますか。
加藤総務部長。

総務部長 いろいろ種々ご意見いただく中で、まあ、今回させていただく分についてはもともところらの参道を町として考えておったところでございます。
本日いただいております意見も踏まえまして今後また法隆寺さんとどういう形で協力関係していけるかっていうのは、また協議の方させていただきたいと思っておりますのでご理解よろしくお願いたします。

委員長 できる限り法隆寺の前に、前の広場にランタンがある方が綺麗に見えたりとか、あるのかなと思ひまして、できる限り今回も協力の要請していただきましたかったなというふうには思うんですけど、今年度はもう22日からなんで、あれなんですけど、来年度はぜひとも無理かもしれないです

けど、協力の要請はしていただきたいなというふうに思います。

嶋田委員。

嶋田委員 このランタン、火を使うんですね。

まちづく
り政策課 Dランタンは火は使いません。すべてLEDランタンとって、LED電球を使用するものでございます。以上です。

長

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議 長 うまやどさんの肖像権っていいですか、これはいかるがブランド創造協議会ですか、そちらの方が持たれているのか、斑鳩町との肖像権っていいですか、その辺の使い方っていうのはどうなってますか、ちょっと教えてください。

まちづく
り政策課 この「うまやどさん」につきましてはいかるがブランド創造協議会の中で生まれたものでございますけれども、斑鳩町の方が使用するということで、ブランド協議会とも協議が済んでおりまして、来年度はこちらの「うまやどさん」について斑鳩町で商標登録の事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 平川委員。

平川委員 今の「うまやどさん」に関連してなんですけども、熊本県の「くまもん」なんかは、届け出はいるのかどうなのかわからないですけど、使用する際に使用料を払わなくてもいいというところで、どんどんどんどん広がっていったというそういう経緯があると聞いたんですけども、この「うまやどさん」も例えば、斑鳩町内の特産品とかにどんどん自由につけられるような形で進めたら、斑鳩町産の特産品の特色になるのかなと思うんですけども、そういうことは可能性としては、まだ、もしわかる範囲で答えられるのであればお願いできますか。

まちづく
り政策課
長 ただ今ですね、斑鳩町のマスコットキャラクターになっております「パ
ゴちゃん」につきましても、使用許可はいただいておりますけども、使
用料をいただいている状況ではございません。「うまやどさん」も同様な
形になっていくと考えられますので、いろいろな形で住民さんも事業所さ
んも活用していただくような形になっていけばと考えております。以上で
す。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、（５）斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交付事業の創
設について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の５番目、斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交
付事業の創設についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号５の斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交付事
業の創設についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、事業の創設の趣旨についてであります。安全で安心なまち
づくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置し
ようとする自治会等に対し補助金を交付するもので、平成３１年度から新
規事業といたしまして、実施をさせていただきたいと考えておるものでご
ざいます。

次に、事業の概要についてであります。

はじめに（１）補助対象事業についてであります。自治会等がその区
域内に防犯カメラを設置する事業で、次の①から⑦の全ての要件に該当す
ることとしております。①といたしまして、防犯カメラの設置について、
自治会等の合意形成が図られていること。②といたしまして、防犯カメラ
の管理運用基準を策定していること。③といたしまして、防犯カメラの設
置について、西和警察署の助言を受けていること。④といたしまして、防

犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。⑤といたしまして、防犯カメラの撮影範囲が主として、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であり、撮影範囲内に住居等私的な空間が含まれるときは、所有者又は居住者等の同意を得ていること。⑥といたしまして、防犯カメラの設置に対し、国、県又は町等から同種の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。⑦といたしまして、防犯カメラの設置を示すプレート等を設置することでございます。

次に、（２）補助対象経費についてであります。①といたしまして、防犯カメラ、防犯カメラを設置するためのポール及び防犯カメラ設置プレート等の購入費、②といたしまして、防犯カメラ、防犯カメラを設置するためのポール及び防犯カメラ設置プレート等設置工事費といたしますが、工事費のうち、既存の設備の撤去、移設、修繕又は維持管理に要する費用は補助対象外としております。

次に、（３）補助金の額についてであります。補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額とし、１自治会等につき１会計年度あたり２０万円を限度としております。

最後に、施行期日につきましては平成３１年４月１日からの施行を予定しているところでございます。予定補助件数につきましては、平成３１年度については５自治会を予定してございまして、施行期日につきましては平成３１年４月１日からの予定、施行を予定しているところでございます。

以上、各課報告事項の５番目、斑鳩町防犯カメラ設置事業補助金交付事業の創設についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

近年防犯カメラの設置を求める声っていうのは増えてきているとは思いますが、この中で自治会との合意形成が図られていることっていう、これ普通、集会所建設の補助金なんかではこういう書き方してないと思うんですけども、合意形成が図られているかっていうのはどう確認する

んですか。

総務課長 例えば自治会の総会であったりですね、役員会の方でこのあたりに防犯カメラを設置しようというようなことについて議題とされ、その議事録をつけていただくであったり、その要旨を付けていただくということで確認することを考えております。

木澤委員 難しいと思うんですけども、中に個人で反対してはったりして、っていうこともあると思うんですけど、その場合はどう判断されるんですか。

総務課長 それは自治会の中での意思決定の中で、例えば過半数の方での議決とかそういうところは自治会さんのほうでゆだねるんですけども、一定の合意形成が図られているという判断をもとに行っていくのと、ただそこ、写るところですね、防犯カメラの撮影範囲の居住者さんが反対されている場合につきましては、それはできないという形で考えております。

木澤委員 自治会として手順踏んであげてきはったら、それはそういう形で町は判断しなければいけないと思いますけども、心配されるのはのちのちやっぱり揉めごとになるケースもあると思いますんで、その辺は慎重な判断をお願いしておきたいと思います。

あと、防犯カメラでもただ写すだけのやつと記録するやつとあると思うんですけども、記録する場合のデータの扱いなんかっていうのは、運用基準を策定するとなってますけども、それはどういうふうに考えてはるんでしょうか。

総務課長 今回、補助対象といたしますのは、録画機能がついているということが要件になっております。その取扱いについては管理運用基準を策定ということで、基本的には警察の要請があったりですね、何か生命、財産等の問題があってそれを確認する必要があるということで、誰でもですね、確認できるというような状態ではなくて、管理責任者とかを定めていただいて一定の手順を踏んで確認をしていただくというようなことを求めていくこ

とで考えております。

木澤委員　　ちょっと今聞いてわかるかどうかあれなんですけど、法律とかではそのところはきちっと定まっているんでしょうか。

総務課長　　特に法律でそのような基準を策定しないと防犯カメラを設置をしてはならないということまでは求められておりませんが、個人情報保護、またプライバシー保護の観点からですね、自治会さんであってもそういったものについては適切に取り扱うべきであるということで考えております。

委員長　　よろしいですか。
他にございませんか。　宮崎委員。

宮崎委員　　防犯カメラの設置するための、カメラとか設置プレートの購入費は補助金が出るんですけども、このランニングコストはでないということなんですけども、だいたい1台設置したらどれぐらいかかるんですかね。一年間。

総務課長　　他の自治体の方で先に先行されているところでお聞きしている中では、だいたい1台あたり設置工事費も含めて20万円程度が設置工事費で、ランニングコストといたしましては電気代が、これは町の設置しております防犯カメラの例でございますけれども、ひと月あたり700円程度ということに、電気代が700円程度という形になっております。

委員長　　他にございませんか。　伴議長。

議　長　　事業の概要の①の自治会との合意形成はわかるんですが、自治会と自治会の境目っていいですか、境界みたいなんありますわな、このあたりこっちのほうもちゃんともろとかなあかんとか、このあたり必要なのか、そのあたりどうでっしゃろ。

総務課長 自治会の区域というのは明確に線が引かれているわけでは決まらずに、そういったところについては必要に応じて隣の自治会さんの方にも声掛けをしておいてくださいとか、いうことで適宜対応のほう行ってまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 では、次に移ります。次に、(6)斑鳩町防災士育成事業補助金交付事業の創設について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の6番目、斑鳩町防災士育成事業補助金交付事業の創設についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号6の斑鳩町防災士育成事業補助金交付事業の創設についてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、事業の創設の趣旨についてであります。地域防災力の向上のため、地域の防災リーダーとして活動する防災士を育成することを目的として、奈良県が実施する防災士養成講座の受講及び防災士の資格の取得に要する費用に対し、補助金を交付するもので、平成31年度から新規事業といたしまして、実施させていただきたいと考えております。

次に、1. 事業の概要についてであります。はじめに(1)補助対象者についてであります。斑鳩町内に住所を有する者で、次の①から③の全ての要件に該当することとしております。

①といたしまして、奈良県が実施する防災士養成講座を受講し、防災士の認証を受けた者。②といたしまして、防災士の資格を取得後、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思のある者。③といたしまして、防災士の資格を取得後、その者の住所、氏名及び連絡先に係る情報並びに防災士の資格を有する旨の情報を、町長から自治会等に提供することについて同意する者であります。

次に、(2)補助金の額についてであります。奈良県が実施する防災

士養成講座の受講及び防災士の資格の取得に要する費用となります①の防災士教本の購入費 3 千円、②の防災士資格取得試験受験料 3 千円、③の防災士認証登録料 5 千円の合計額となる 1 万 1 千円を補助金の額とし、これは、先ほどご説明いたしました奈良県が実施する防災士養成講座の受講及び防災士資格の取得に要する費用の全額補助となります。

次に、(3) 予定補助件数についてであります。平成 31 年度は 20 件を見込んでいただいております。

最後に、施行期日につきましては平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しているところでございます。

以上、各課報告事項の 6 番目、斑鳩町防災士育成事業補助金交付事業の創設についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これはもう従前から防災士の補助というのはあったと思うんですけども、それを発展させた形で考えたらええわけですか。

総務課長 自主防災組織のほうへの補助制度というのは従前から行っておりましたけれども、防災士の資格に対する町としての補助金制度というのは持ってなかったというところでございます。

嶋田委員 防災士受けるについて、受講するについては補助金が支払われてなかったですか。

(「はい」との声あり)

委員長 木澤委員。

木澤委員 非常に災害が増えてきてる中ですね、こうして防災士を育成するとい

う観点でこういう制度をね、つくられるというのは評価させていただきたいと思います。

一応20件ということで予算組んでもらおうとしてますけども、町としてですね、どれぐらいの、地域に何人に1人ぐらいは、そういう計画とか目標とかってというのは持って進めようとしてはるのか、その辺はどうなんですか。

総務課長 具体的な数値目標のほうは持ってはいないんですけれども、これまで3年間でこの奈良県の防災士養成講座受講いただいている数といたしましては、28年度で斑鳩町6人、29年度で1人、30年度で7人ということになってますんで、20件今募集させていただく中では、やはり2倍以上の形で受けていただいて、実際に何かあった時に、地域の防災リーダーとして活躍できる方を増やしていきたいというような考え方で事業を進めさせていただけたらと考えているところでございます。

木澤委員 もう1点お聞きしたいんですけど、町の方で避難訓練行っていただいているときに、防災士っていう服を着て参加していただいていると思うんですけども、ああいう方っていうのは町と繋がりをもってはるんですかね、どこに防災士がいてはるとかいうのは町は把握していただいて、やっぱりそういう団体さんと連携とって訓練なり防災の対策ですね、進めていただいていると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

総務課長 大和川での避難誘導訓練であったり、法隆寺の避難誘導訓練であったりという際につきましては、斑鳩町では防災士会の方と委託契約を結んで実施をしております、防災士会に所属されております防災士の方を、防災士会のほうから要請をいただいて、そこで参加をいただいているということになりますので、そういった訓練を通じてですね、町との関わりであったり、また訓練を行っていききたいということで考えております。

木澤委員 講演してはったのは斑鳩町内の方じゃなかったと思うんですけども、防災士会というのは県でつくってはると思うんですけど、町としては登録し

てはる人がどれぐらいいるとか、その辺はわかりませんか。

総務課長 個人情報観点とかもありますので、防災士に登録されている方がすべて資格をもっておられるということを公表を希望されているわけではありませんので、ちょっと数という形では把握はしてないんですけども、今回この制度を創設するにあたりましては、自治会等にそういった防災士の資格を持っておられるということの情報提供について同意をしていただくということも要件にしておりますので、そういう形で積極的に地元の方でもご活躍していただけるということで考えております。

木澤委員 個人として資格を持っているという情報をやっぱり隠しておきたいという人はもうしょうがないですけども、やっぱり町内で防災士の方がいてはって、町と連携取れる体制っていうのは必要やと思いますんで、その辺については今後も進めていただきたいと思います。お願いしておきます。

委員長 平川委員。

平川委員 関連してですけども、私も防災士の資格は持っているんですけども、町の防災訓練というのは、すべて防災士会を通じて流れてくるっていう形になってまして、例えばこども食堂でちょっと防災の話を聞かせてもらいたいからっていうときも、防災士会を通じて講師を派遣してもらったりっていう形をとっているんで、できたら今、木澤委員がおっしゃったように、例えばいろんな自治会で何か防災訓練をするとか、防災について話をしてほしいとかいった時に町を通じてそういう人をお願いしたりっていうことができる仕組みっていうのはやっぱりあった方がいいかなと思いますので、同様の意見ですけども、そういう形を取ってもらえればなと思います。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 これは職員は誰も持ってないんですかね。

総務課長 職員の中でも資格の取得を行っておるものもおります。

宮崎委員 職員の方もおられたら、地域によって、この地域はおられないというところがあったら、そこに職員の方がおられたらね、職員の方にとっていただいて、できるだけ防災士のおられる範囲を広げていただきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長 総務課のほうから2点ご報告をさせていただきます。
はじめに1点目、斑鳩町コミュニティバスの再編方針(案)についてでございますが、平成28年10月からのコミュニティバスの実証運行の開始後、利用者が少ない状況が続いておりますことから、コミュニティバスの再編方針(案)として、9月の本委員会で、コミュニティバスの運行方針の見直しに係る考え方をお示しさせていただき、その後、11月の本委員会で再編方針(案)の具体的な内容につきましてご報告をさせていただき、そして12月議会で再編に係る準備に要する補正予算の議決をいただいたところでございます。
こうしたなか、先月の1月29日に開催されました地域公共交通会議におきまして、再編方針案に基づく実証運行計画の変更及び道路運送法に基づく協議が調っている旨の証明につきまして議決を受け、現在、国へ、運行計画の変更に関する手続きを行っているところでございます。
なお、町民の皆様方への周知につきましては、2月号の町広報で、コミュニティバスの見直しに係る関連記事を掲載いたしましたほか、本年4月1日からの新しいダイヤに関するチラシにつきましては、3月の町広報お知らせ版へのはさみ込みにて、町内全世帯へ配布させていただくこととし

ております。

また、再編方針案のなかで、お示しさせていただいておりました斑鳩町高齢者外出支援タクシー利用事業の実施についてであります。11月の本委員会におきましては、コミュニティバス減便による委託料の減少分を予算の原資とし、その利用率の設定について検討を進めているところである旨、説明をさせていただいておりましたが、この利用率を50%と見込みまして、タクシー助成券の1会計年度あたりの配布枚数を1人につき7枚といたしまして、高齢者優待券の交付事業とあわせて、事業を実施してまいりたいと考えております。

コミュニティバスの再編方針（案）についてのご報告は以上でございます。

もう一点でございますが、次に、本年4月に行われる統一地方選挙の日程についてでございますが、任期満了に伴います奈良県知事選挙につきましては、平成31年3月21日の祝日木曜日に告示、平成31年4月7日の日曜日に投・開票が行われます。また、同じく任期満了に伴います奈良県議会議員選挙につきましては、平成31年3月29日の金曜日に告示、奈良県知事選挙と同日の平成31年4月7日の日曜日に投・開票が行われる予定でございます。

次に、任期満了に伴います斑鳩町議会議員選挙につきましては、平成31年4月16日の火曜日に告示、平成31年4月21日の日曜日に投・開票を行う予定をしております。なお、斑鳩町議会議員選挙の立候補予定者説明会につきましては、平成31年3月12日の火曜日、午前10時から、こちら役場3階第1会議室で行うことを予定しております。

以上、統一地方選挙の日程についての報告とさせていただきます。

総務課からは以上でございます。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 まちづくり政策課より1点、プレミアム付商品券事業についてご報告いたします。

長 プレミアム付商品券事業につきましては、本年10月に予定されてお

ます消費税、地方消費税引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者と子育て世帯の世帯主向けのプレミアム付商品券を販売するものです。本事業の実施主体は市町村で、事務費を含むプレミアム付商品券事業に要する経費については、国から全額補助金が交付されることになっております。商品券は、利用可能額2万5千円の商品券を2万円で購入できる5千円分のプレミアム分を付加した商品券となり、商品券を利用できる店舗を募集するにあたっては、市町村内の店舗を広く対象とすることとされております。

なお、現時点におきましても、事業の実施に関するさまざまな情報が国から提供されており、具体的な実施の方法やスケジュールにつきましては検討中ではございますが、商品券購入要件該当者の特定方法は、臨時福祉給付金に準じた対応を基本とし、商品券の発行・利用・換金方法については、各市町村における商品券事業執行の枠組みをできるだけ活用するよう示されておりますことから、今回のプレミアム付商品券事業につきましては、福祉子ども課とまちづくり政策課などが協力して実施してまいりたいと考えております。なお、このプレミアム付商品券事業につきましては、昨日の厚生常任委員会におきましても、福祉子ども課より報告をされております。

以上でございます。

委員長 本庄税務課長。

税務課長 税務課から一点、奈良県市町村税納税コールセンター事業の終了につきましてご報告をいたします。

本事業につきましては、電話で納税の呼びかけを行うものでございまして、市町村税の徴収強化に係る県の「奈良モデル」の取組みとして、平成28年度から3か年事業として、この間、県と本町を含みます参加7市町の協同により設置・運営をしてまいったところでございます。

今回、当初の予定どおり、今年度、平成30年度末をもって本事業が終了することとなりましたので、ご報告を申し上げます。以上、よろしくお

願いを申し上げます。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務 教育委員会事務局総務課から、1点ご報告をさせていただきます。

課長 学校給食の調理・洗浄業務の委託に係る入札についてでございます。

現在、締結している学校給食調理洗浄業務の契約期間、3年間でございますが、本年3月31日で満了となりますことから、平成31年度から新たな3年間の委託業者の選定につきまして、去る1月16日に指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、契約業者につきましては、これまで契約している業者と同じ業者に決定をしたところでございます。その契約業者でございますが、斑鳩小学校・斑鳩中学校・斑鳩南中学校は株式会社シンエイフード、斑鳩西小学校は名阪食品株式会社、そして斑鳩東小学校は阪神給食株式会社でございます。

以上、学校給食調理・洗浄業務の委託にかかる入札についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 プレミアム商品券なんですけども、課長おっしゃったように昨日も厚生常任委員会で報告いただいたんです。この中で出してはいただいたんですけど、これ、新年度の事業やから新年度予算に計上されるのかなと思ってたらそうじゃないっていうふうにおっしゃってたんですけど、その点ちょっと確認させてもらえますか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 今回、30年度の3月の補正予算で導入準備費用としては計上させていただいてるんですけども、まだ詳細についての説明のほうが具体的なものがまだ新年度の分については降りてきておりませんので、その情報が分かり次第、当初ではのせておりませんが補正予算の対応ということで現在考えておりますのでご理解お願いをいたします。

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議長 先ほど、給食の事業の入札といいますか、その話聞きましたんけど、なんか変わりはないという話、説明でしたんけど、これずっと変わってないような感じしまんねけど、その辺り私の勘違いやったらあれですねけど、その辺り、まあ言うたらこの学校はこの業者さんっていうような感じはだいたい同じようにずっときてるような気がしますねけど、その辺りどうですやろ。

教委総務課長 学校給食の調理・洗浄業務の委託につきましては平成19年度から順次拡大してきたところでございます。当初からその業者については変わっていないというような状況にはなっております。

議長 その時に、落札価格って言いますか、その辺りもずっと同じような感じできてるような感じなんでしょうか。具体的に金額どうこうというのは結構です。

教委総務課長 落札価格につきましては、いわゆる消費税率の値上げとか物価の上昇分等々変動がございますので、そういった経済状況を見ながらですね、いわゆる予定価格と言うんでしょうかね、設計額をくくっているというような状況になっております。ちなみに、今回、入札をいたしました前回との入札結果とのいわゆる伸び率で申し上げますと、平均伸び率で8.6%ということになっております。前回入札の時にはですね、

(「答えられる範囲で結構ですから」との声あり)

教委総務課長 今回、10月に消費税率の増税等も見込まれておりますので、その分につきましてはまた変更契約という形で考えているというところでございます、以上でございます。

委員長 他にございませんか。 柳井財政課長補佐。

財政課長補佐 先ほどのご質問の中で、業者のほうは3社変わってないということですが、今回、業者選定の中でですね、3年前に入札した時から3社の指名をしておりましたけども、さらに競争性を担保するために5社追加しまして、合計8社の業者選定をさせていただいているというところで、結果同じところの落札となったという状況でございます、以上です。

委員長 伴議長。

議長 続けてすみません。分かりました。業者、それで指名の数を増やしていただいて競争性ということをもっといただくということが大事だと思いますので、そういう方向性で今後ともお願いしたいと思います。

もう一つ、私、ちょっとコミュニティバスの件で報告があった件なんですけど、1月29日、地域公共交通会議の中で、今後の、まあ言えば内容、4月1日以降の内容について、どうしていこうという議論がすごくなされてたように私は感じております。その中での報告が今回、いまなかったもので、すみませんがこれ、座長をされていた副町長、今後の状況、そして議論の中身ということをお知らせしていただけますでしょうか。

委員長 乾副町長。

副町長 すみません、ちょっと今回いま報告はさせていただかなかったんですけども、いま議長おっしゃっていただきましたように、前回の地域公共交

通会議で今後の方針についてどうしていくか、ということで31年度の事業について報告をさせていただきました。その中で王寺駅への乗り入れというのが一番ポイントでございまして、これにつきましては当然このアンケートの中でも王寺の乗り入れを希望される方が多いという中で調整をしていたんですけれども、今年4月には王寺駅の乗り入れというのが各関係団体との協議の中でなかなか調整がすぐにはできないという中で、再編に向けていま暫定的な形ですけれども、再編にむけての今、この4月からの方針を決定させていただきました。その中で王寺駅の乗り入れにつきましては会議の中でも、地域公共交通会議の中で申しあげましたけれども、来年の4月、遅くとも来年の4月を目標にしてやっていきたいということで、これから協議を進められるところはこれから協議を進めていくということで会議の中でも申しあげております。そういうことですけれどもできるだけ早く協議が整えば、年度の途中でも、王寺駅の乗り入れということもやっていきたいということで会議の中でも申しあげておりますので、これからその運行のルートはどうしていくのか、社協の生き生き号との関係もございまして、それもやはり総合的に勘案して、ルートはどうしていくのか、バスの時刻をどうしていくのかということで王寺駅の乗り入れに向けて、これからできるだけ早く協議を進めていって遅くとも来年の4月にはできるようにということで会議の中でも申しあげておりましたので、そういう方向で今、これからこの地域公共交通を進めていきたいというふうに考えておりますので、また当然時間を要する部分も出てくるかも知れませんが、できるだけ早く進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長

確かに12月の時に、笠町で王寺までの乗車券、配布するという形の印刷の可決、費用の可決をさせていただきましたが、あくまでもやはり11月で議論させていただいたように、暫定的と言いますか、やはりやっぱり混乱が起こらないか非常に心配しております。実際のところコミバス乗ってこられた方、また停留所で待っておられる方、やっぱりその辺で心配するのはどうしても。それと帰りがない、どうしても帰りはできないと思いますわ、この方式でいきますと帰り、まあ言えばその券が、していただい

たとしてもコミバスが通過してるのか、手前にまだこれから来るのかが分からん状態のところで、いうわけにいきませんので。次、コミバスと接続するのか、非常に私らが、住民からするとできない、ということで非常に難しい。となってくるとやっぱり暫定的に王寺に乗り入れ、ただ単に利用者だけの問題だけじゃないと思うんです。やはり斑鳩町のバス、王寺駅に停まってるということの何とも、その辺の大切さといいますか、そういうようなものを感じますので、その辺りはしていただきたい。その中で会議の中で、4月から6月にアンケート調査をされると。確かこの30年度も確かさせていただいて、そしてそれなりの声を聴いて、そして公共交通会議で諮っていただいていると思います、議会にもちょっとそういう報告もしていただいたと思いますねけど、またアンケートをこの時期にとられることに対して内容どうされるのか、ちょっと考えておられると思いますので、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 公共交通会議の中で事業計画で申しあげました4月から6月のアンケート調査につきましては、車内で実際に乗られている方を対象としてこの再編に伴うような利用状況について調査をさせていただくとともに、今おっしゃっていただきました乗り継ぎ券を使っておられるような意見とか、様々な今回、再編に伴います意見を、実際生の声としてアンケート調査で聞き取って今後の運行方針の参考としていくということで考えおるところでございます。

議 長 ということは、車内で何かアンケート用紙を配られると言いますか、そういうような形で考えて、今までやったら各家庭みたいな感じ、その辺りどうなりまんねやろ。

総務課長 これまでも同様に車内アンケートやっておりましたが、これにつきましては、調査員が乗り込みまして調査員が聞き取り方式でアンケートをとっていくというような形で考えておるところでございます。

議 長 アンケートによって今後進めていかれるということになってくる。いま、

副町長ができるだけ早く、4月、来年の4月ということを今、確かに公共交通会議でもおっしゃられてた。それよりまた早く、できるだけ早くという形で、できるだけアンケートをスピーディにさせていただき、できるだけ、あの時、奈良交通さん、そう支障がないような発言をされておりましたし、その辺も踏まえやはりやっていただくと。やっぱり非常にこれ一つの大きな施策になってると思いますし、住民も期待してる住民が非常に多いので、その辺りちゃんとやっていただければと思いますので、もう一度お願いします。

委員長 乾副町長。

副町長 先ほども申し上げましたけれども、王寺駅の乗り入れというのが住民アンケートでも多くの方にご要望いただいておりますので、本来ならこの4月にやればよかったんですけども、なかなか調整に時間がかかっているということでございますので、遅くとも来年の4月にはできるように、それまでに前倒し、できるだけ前倒しできるような形で進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私、別に乗継券発行すること自体に反対してたわけじゃないんですけど、12月やったか11月やったかで、地元の議員さんから乗継ぎするには問題が発生するんじゃないかっていう意見がね、3人の方から出ていたと思うんですけども、その後ですね、それに対する町の認識っていうんですか、考え方っていうのは、委員会に対しても特に相談いただいたっていうことがなかったんですけども、王寺の方に乗り入れを早くしていこうという考え方はわかるんですけど、委員会で出た問題に対して町として何といいますか、委員会に相談するっていうこととしていただかなかったと思うんですけど、そこについてはちょっと私問題があると思ってるんですけど、どうなんでしょうかね。

副町長

すみません、11月の総務常任委員会の中で、コミュニティバスの再編案ということで説明をさせていただいて、その時にご意見・ご要望いただいております。当然その答えを12月の委員会でお答えするべきだったと思うんですけど、それが詳細な説明といいますか、しておりませんでしたこと、まことに申し訳なく思います。

これにつきましては、いろいろ担当の方でもどうすれば乗継券の関係ができるんかっていうこともいろいろ中で議論はしたんですけども、なかなかこれがどうしても確認の作業をするというのが、一旦コミュニティバス乗っていただいてその中で引継ぎ券を渡すということでないと、乗継券を渡すっていう行為が、確認することが、これは作業としては大変、できないということで、最終的には11月の委員会で説明させていただいたような形でさせていただきたいということで、12月に補正予算あげさせていただいたということでございますので、11月にいただいた体制の回答というのがさせていただけなかったということでは、大変それは申し訳なかったということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員

問題だということで認識していただいているんであれですけども、やっぱり委員会の中で議論しているのに、地元の議員さんからね、特に問題があるよって出てるってということで、やっぱりそのままにしたらあかんというふうに思うんです。我々も町の考え方に対して別に対抗しているわけじゃなくて、よりよい制度にしていきたいなど、どうしたらやっぱり住民の皆さんがよく利用していただけるような制度にしていくかということで、議論させていただいてますんで、町としては町の考え方を持っていただいていると思うんですけども、やっぱり議会に対してきちっと相談していただくという姿勢をね、きちっと貫いていただきたいと思いますというふうに思いましたんで、ちょっと苦言ですけども、申し上げておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

今なんかお聞きしたらね、結局11月に説明受けて、12月にもうそれで補正予算組んで、そのまま走っていくんかなって思ったら、すってん違

う話になっているわけでしょう。王寺駅へ乗り入れるというふうな。それ変わったんやったら変わったでそれに向けて進んでいくんやったら、それで報告やっぱりすべきでしょう。さっき木澤委員が言ってはるように。

それただ単に、ここにもない、ただ口頭の各課報告事項で全然関係のない報告をされていると、これなんかむちゃくちゃでんな。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時37分 再開)

委員長 再開いたします。 嶋田委員。

嶋田委員 私、前回聞き漏らしたんか、誤解してたんか、王寺町へコミバスが直接乗り入れるっていうことは全然考えておらなかったんで、先ほどの発言になりましたけれども、方針が変わってただ単に、方針が変わって乗り入れようと思うと、王寺町へ乗り入れようと思うというふうな発言だったとは思いますが、それが会議で正式に決まったのであれば、それはこの場で改めて報告いただきたいかったと、このように思います。

委員長 他にないですか。 平川委員。

平川委員 王寺町の乗り入れが今年度には整わなかったというその理由が、他町との協議が日程的に協議が進まなかったということが原因なのか、それとも路線が競合する奈良交通との話し合いがうまくいかないというところなのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

副町長 いちばんちょっと時間が要するといいますが、今だから王寺町に、2便を1便にするという中で、1日4便になるわけですね。1台にすることで4便になります。その4便が王寺に乗り入れするとなると、時間が、1便で約15分余計にかかりますので、トータル1時間全体でバスの時刻が

かかると、増えるということになりますので、それをただ単に1時間増やすということになりますと、公共施設の閉鎖の時間の関係とかもありますし、運転手の、運行の管理の問題も出てきますので、どこかでやはりルートを短くするというか少なくするというか、1コースについて15分短縮することということが必要になってまいりますので、そしたらどこを減らすんかということになってまいりますので、本数を減らすとなりますとやはり今のバス停のところの関係自治会にもやはり協議をしていかなければなりませんし、あるいはそれを4月からのアンケートを取る中でどういう形が一番いいのかということのをこれから検討していこうということで、やはりそれが一番時間がかかります。

王寺の方は、以前には王寺町の方に話させていただいる中では、大丈夫ですよというお話はいただいておりますし、奈良交通の方も今路線バスが笠町から190円ですので、それと競合しないような形の料金設定ということで、奈良交通の方もそういうふうにおっしゃっていただいておりますので、やはり一番時間がかかるのはそのルートをどういう形で設定していくのかというのが一番時間が要するというので、その時間がちょっとやはりかかったということで、来年の4月をめどにということで今考えているということでございます。

委員長

よろしいですか。

私からなんですけども、まずこの資料出していただく段階で、私、委員長としてコミュニティバスの資料ができてるとも思ってなかったというか、地域公共交通会議のときには資料が出てたという中で、私、後から地域公共交通会議の中では平成32年の4月を目指すというような資料も出ていたというふうに後から聞いたんです、打ち合わせ終わったあとに。だからそれがまず僕からすれば議会の、ここでなんで示せる資料として出していたかなかったのかなってというのが1つ疑問に思っているところと、11月の議会の方で、コミュニティバスのことに対して、私も地元の議員ですので、苦言を呈したつもりです。そこについては考えてくださいということで、議長も発言いただいて、もう一度考えてくださいという形で言ったことが、この委員会に報告なかったですし、委員長の私にも報告がありま

せんでした。そういった面でいろいろな案を出していくということを議会としてもしていきながら、このコミュニティバスの事業については王寺町への乗り入れ、王寺駅への乗り入れというのを町長も一番初めの所信でもおっしゃってましたし、できる限り私も後押し、議会は両輪ですので後押ししていきたい施策であるなというふうに思っている中で、こういったことがあったというのは非常に僕としては残念です。やっぱり丁寧な説明いただいたり、議員からの意見をいただくという姿勢がちょっと薄かったのかなというふうに実際思います。これまでも私、議会の中で議会のフィルターを通してくださいということは一般質問でも言ってきました。それに対して真摯に答えていただいていないのかなという疑問も持っています。これに対しては町の体制としてしっかりともう一度構築しなければいけない問題だと思いますし、町長に期待されている、今の斑鳩町に期待されている風通しのいい斑鳩町には程遠いというふうに私自身は思っております。また私これ、この王寺駅の乗り入れについては本当に斑鳩町が職員一体となって進めていっているのかなという疑問もあります。というのは、いちばん初めに王寺駅への乗り入れは民間と競合して難しいという回答もあったと思うんですけど、その期間がこれまで、去年の10月から、町長就任してから今までの間協議が、スピード感がなさすぎるのかなというふうに思っています。それはやっぱり職員が一体となって、なんとしてでも王寺駅の乗り入れを実施するんだと、アンケート調査でこっだけ住民が求めているんだから、民意を受けた町長が誕生してコミュニティバス乗り入れをするんだと旗を振っているんだから、職員が一丸となって、このことはやっていこうという姿勢を見せてほしいと思っています。ですので、これからコミュニティバス、王寺駅の乗り入れについては、できない理由じゃなくて、できる理由をしっかりと考えて、どうやったらできるのかということ職員一丸となってしっかりとやっていただきたい、私自身は思っています。総務委員長として本当に議員の皆様には申し訳ないですけど、資料の提出等についても、本来はコミュニティバス地域公共交通会議で出す資料を出していただいて、この場で議論して委員の意見も反映しながらやっていきたかったなというふうに思って、私自身は非常に残念です。

課題に対してはトータル1時間増えるっていう中で、次の引継券の話が

今進んでますけども、この間に王寺駅への乗り入れの時間も含めた運行を私自身はしてほしいと思います。王寺駅への往復の時間も増えると思うので、その時間も含めた運行表で実施していく中で、あとは乗り入れを直接するだけというような形で実証運行をしていただきたいなというふうに私自身は思ってます。いずれにしても、できる限り早く、これは職員一丸となって取り組んでいただきたいなと思っております。以上です。

(「町長の答弁はどうか」との声あり)

委員長 町長、答弁をお願いします。

町長 皆さんからこの件につきまして、いろいろご意見いただいて本当にありがたく思っているところでございます。

先ほどからいろいろ意見いただく中で、委員会の方に対しましても報告という形がちょっと抜けている点がございましたこと、あらためてお詫びを申しあげたいと思います。

今後はこういうふうな形でですね、公共交通会議等開催いたしました折は、その内容等についてやっぱり詳細に委員会の方に説明をさせていただき、また皆様方のご意見をいただきながら、この案件を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 前町長から何か訴えられている件についての進捗状況ちょっと教えてく

ださい。

委員長 藤原教育長。

教育長 1 1月の委員会で前町長から訴えがあり、控訴する旨の報告をさせていただいたところでございますけども、これにつきましてですね、1月の23日付けで、奈良地方裁判所の方へ応訴を内容とする第1準備書面を提出させていただいたというところでございます。それ以後特段に進展はございません。また進展がございましたら、報告させていただきたいというふうに思っております、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前10時49分 閉会)